

岩手県告示第 582 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成 18 年 4 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 社団法人岩手県農業公社 盛岡市菜園一丁目 7 番 23 号
- 2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成 6 年 4 月 8 日
- 3 変更の内容 国の例に準じ、所要の改正をするもの。
- 4 変更承認の年月日 平成 18 年 4 月 1 日